

令和6年第1回鴻巣市農業委員会定例会会議録

召集期日	令和6年1月25日(木)							
開会場所	鴻巣市フラワーセンター 会議室							
開 会	令和6年1月25日 午後3時29分							
閉 会	令和6年1月25日 午後4時9分							
議 長	大塚 明夫							
委員応召並びに出席状況								
農 業 委 員	議席 番号	委員氏名	出席 状況	農 地 利 用 最 適 化 推 進 委 員	委員氏名	出席 状況	委員氏名	出席 状況
	1	藤村 徳之	出席		荒井 晃一	出席	木暮 剛	出席
	2	松本 信次	出席		今井 徹	出席	野本 照夫	出席
	3	矢部 英利	出席		田沼 茂	出席	馬場 勝美	出席
	4	酒巻 貞夫	出席		中谷 文秋	出席	関口 正	出席
	5	小林 良浩	出席		金子 昇	出席	渡邊 仁	出席
	6	萩原 豊	出席		河野 博	出席	秋池 功	出席
	7	加藤 豊	出席		加藤 勇	出席	岡野 孝	出席
	8	江原 浩昭	出席		塚越 秀夫	出席	伊藤 清	出席
	9	大賀 文吉	出席		武井 正夫	出席	三ツ木 宏之	出席
	10	大塚 明夫	出席		卯月 良治	出席		
	11	岩崎 新一	出席		金子 善行	出席		
	12	渡邊 秋夫	出席		永澤 幸一	出席		
13	島田 豊	出席	安野 悦男	出席				
議事録署名人			藤村 徳之 ・ 萩原 豊					
議事参与			板倉 秀行 ・ 藤村 剛 ・ 下山 優美					
書 記								

会議事件名

- 議案第1号 農地法第3条の規定に関する件
- 議案第2号 農地法第5条の規定による転用許可申請
- 議案第3号 鴻巣農業振興地域整備計画の変更について

顛末

令和6年1月25日
開会 午後3時29分

【会長代理】 これより、令和6年第1回鴻巣市農業委員会定例会を開会します。

【議長】 本日の定例会は農業委員13名中、13名出席ですので定例会は成立しております。
議案書の訂正はありませんか。

【事務局】 議案書の訂正をお願いします。1ページの議案第2号 農地法第5条の規定による転用許可申請 番号26についてですが、権利の種類のところ「賃借権の設定」となっていますが、「使用貸借権の設定」に訂正をお願いします。これにより、集計数値のところも訂正となります。使用貸借権の設定が3件3筆 1, 419㎡ 畑2件2筆 1, 168㎡となります。また、賃借権の設定が1件18筆 6, 525㎡ 畑1件18筆 6, 525㎡となります。
以上です。

【議長】 続きまして、議事録署名人の指名をします。番号1番 藤村 徳之 委員・番号6番 萩原 豊 委員をお願いします。

これより議案審議に入ります。

議案第1号 農地法第3条の規定に関する件について上程します。事務局より議案説明をお願いいたします。

【事務局】 議案について説明します。
議案第1号 農地法第3条の規定に関する件
所有権の移転 2件 3筆

番号1

受人は稲作を中心とした農業経営を行っています。申請地における小作人は存在しません。また、受人が現在保有している農地はすべて耕作されております。受入人も含めた世帯員の農作業従事日数は350日であり、農作業に常時従事していると認められます。申請地の取得後における農地の経営面積は88.

	<p>49アールで、自宅と申請地が隣接しており、周辺農地へ及ぼす影響もなく、申請地を効率的に利用できるものと認められます。以上、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件をすべて満たしております。</p>
【議長】	<p>事務局による議案説明が終わりました。これより、現地調査の結果及び補足説明を担当の農業委員の方からお願いいたします。</p>
【萩原 豊 農業委員】	<p>番号1について調査してまいりました。受人は、稲作を中心とした農業経営を行っております。今回の申請地において、水稻を作付し、経営規模拡大を図るため、現在、渡人が所有する農地を譲り受ける計画とのことです。受人が耕作する農地に耕作放棄地はなく、今後も引き続き効率的に利用すると思われまますので、問題はないと判断します。</p>
【議長】	<p>ありがとうございました。次に担当の推進委員の方から意見をお願いいたします。</p>
【木暮 剛 推進委員】	<p>番号1について調査してまいりました。今回、受人が本申請地を譲り受けることにより、農地等の利用の最適化として、農業者への農地利用の集積・集約化が推進されますので、問題はないと思います。</p>
【議長】	<p>ありがとうございました。ただいまから質疑に入らせていただきます。発言のある方は挙手願います。</p>
【一同】	<p>(質問なし)</p>
【議長】	<p>質問がございませんので、次に番号2について内容説明を事務局にお願いいたします。</p>
【事務局】	<p>番号2 受人は畑作を中心とした農業経営を行っており、農地法第2条第3項の要件を満たす農地を所有することのできる農地所有適格法人です。申請地における小作人は存在しません。また、受人が現在保有している農地はすべて耕作されております。受人の構成員すべての農作業従事日数は1060日であり、農作業に常時従事していると認められます。申請地の取得後における農地の経営面積は67.72アールで、会社の事業所から申請地までは約100メートル以内</p>

	<p>であり、周辺農地へ及ぼす影響もなく、申請地を効率的に利用できるものと認められます。以上、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件をすべて満たしております。</p>
【議長】	<p>事務局による議案説明が終わりました。これより、現地調査の結果及び補足説明を担当の農業委員の方からお願いいたします。</p>
【萩原 豊 農業委員】	<p>番号2について調査してまいりました。受人は、畑作を中心とした農業経営を行っております。今回の申請地において、花きを作付し、経営規模拡大を図るため、現在、渡人が所有する農地を譲り受ける計画とのことです。受人が耕作する農地に耕作放棄地はなく、今後も引き続き効率的に利用すると思われまので、問題はないと判断します。</p>
【議長】	<p>ありがとうございました。次に担当の推進委員の方から意見をお願いいたします。</p>
【馬場 勝美 推進委員】	<p>番号2について調査してまいりました。今回、受人が本申請地を譲り受けることにより、農地等の利用の最適化として、農業者への農地利用の集積・集約化が推進されますので、問題はないと思います。</p>
【議長】	<p>ありがとうございました。ただいまから質疑に入らせていただきます。発言のある方は挙手願います。</p>
【酒巻 貞夫 農業委員】	<p>受人の住所は県外で経営面積は、どこでの耕作面積ですか。今回の申請で農地を取得しても県外から耕作を継続していくことは困難であると考えていますがいかがですか。</p>
【事務局】	<p>受人は現在、行田市と県外で農地を耕作しており、経営面積は行田市の経営面積です。会社の事業所が市内にもありますので取得後に耕作できると考えています。</p>
【議長】	<p>他に質問はありませんか。</p>
【一同】	<p>(質問なし)</p>

【議長】	質問がございませんので、採決を行います。議案第1号について原案のとおり決定することに賛成の農業委員の方は挙手をお願いいたします。
【一同】	(全員挙手)
【議長】	挙手全員と認めます。全員賛成ですので、議案第1号について原案のとおり決定いたしました。続きまして、議案第2号 農地法第5条の規定による転用許可申請について上程します。事務局より議案説明をお願いいたします。
【事務局】	<p>議案について説明します。</p> <p>議案第2号 農地法第5条の規定による転用許可申請</p> <p>所有権の移転 1件 2筆</p> <p>使用貸借権の設定 3件 3筆</p> <p>賃借権の設定 1件 18筆</p> <p>番号26</p> <p>受人は、現在市内の園芸用ハウスにおいて花き園芸を経営しています。今回、経営規模拡大するにあたり、現在の駐車場では手狭となったため、土地を探したところ、本申請地を借り受ける話がまとまり申請するものです。なお、受人は現在、従業員の駐車場としてやむを得ず農地の一部を利用しておりますが、今回の申請では是正されるため、さいたま農林振興センターからはやむを得ないとの判断をもらっています。</p>
【議長】	事務局による議案説明が終わりました。これより、現地調査の結果及び補足説明を担当地域の農業委員の方からお願いいたします。
【加藤 豊 農業委員】	<p>番号26について調査してまいりました。申請地の農地区分は、農用区域内農地（原則不許可農地）に該当します。しかしながら、「申請に係る農地を農業用施設、農畜産物処理加工施設、農畜産物販売施設その他地域の農業の振興に資する施設として供するものである場合」という、農用区域内の不許可の例外に該当することから、例外的に許可することができると判断します。申請地に代えて周辺の他の土地を供することにより本案件の事業目的を達成できるとは認められません。農業用施設（駐車場）を設置するということで、周りの農地への影響もなく、転用目的・資力とも問題ないと判断します。</p> <p>ただし、この案件については、受人が現在、従業員の駐車場としてやむを得ず</p>

	農地の一部を利用していることから、この駐車場を是正することを条件として許可相当とすることが妥当であると判断します。
【議長】	ありがとうございました。次に担当の推進委員の方から意見をお願いいたします。
【塚越 秀夫 推進委員】	番号26について調査してまいりました。申請地には駐車場を設置することですが、隣接農地との境界にはコンクリートブロックを設置します。雨水は敷地内浸透処理とし、生活排水はありません。このため、転用後も当該地域内の農地等の利用の最適化の推進や周辺農地の営農条件に支障の生じるおそれがなく、問題ないと思います。
【議長】	ありがとうございました。ただいまから質疑に入らせていただきます。発言のある方は挙手願います。
【一同】	(質問なし)
【議長】	質問がございませんので、次に番号61について内容説明を事務局をお願いいたします。
【事務局】	番号61 受人は、現在市内で土木建築業を営んでいます。土の販売量の増加及び車両通行の安全等のため、現在、借地として利用している資材置場に隣接する本申請地に敷地を拡張する計画として、本申請地を借り受ける話がまとまり申請するものです。なお、既存施設は、鴻巣市埋め立て等に関する指導要綱の規定に基づく承認を取得済みですが、拡張後の施設においても鴻巣市環境課と協議済で承認の見込みありとのことです。 また、申請地の一部である出入口に関しては、現在も鉄板が敷いてある状態のままですが、出入口を農地へ是正してしまうと一切の事業活動を営めなくなってしまうという受人の不利益を踏まえて、原状回復を求めないとの回答をさいたま農林振興センターからもらっています。
【議長】	事務局による議案説明が終わりました。これより、現地調査の結果及び補足説明を担当地域の農業委員の方からお願いいたします。

<p>【岩崎 新一 農業委員】</p>	<p>番号61について調査してまいりました。申請地は、農用地区域内にある農地以外の農地であって、甲種農地、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地であり、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるため、農地区分は第2種農地（その他の農地）に該当すると判断します。申請地に代えて周辺の他の土地を供することにより本案件の事業目的を達成できるとは認められません。資材置場及び駐車場を設置するという事で周りの農地への影響もなく、転用目的・資力とも問題ないと判断します。ただし、この案件については、受人が申請地の一部を進入路として利用していることから、この進入路を是正することを条件として許可相当とすることが妥当であると判断します。</p>
<p>【議長】</p>	<p>ありがとうございました。次に担当の推進委員の方から意見をお願いいたします。</p>
<p>【田沼 茂 推進委員】</p>	<p>番号61について調査してまいりました。申請地には資材置場及び駐車場を設置するということですが、隣接農地との境界にはマウントアップを設置し、土砂の流出を防止します。このため、転用後も当該地域内の農地等の利用の最適化の推進や周辺農地の営農条件に支障の生じるおそれがなく、問題ないと思います。</p>
<p>【議長】</p>	<p>ありがとうございました。ただいまから質疑に入らせていただきます。発言のある方は挙手願います。</p>
<p>【一同】</p>	<p>（質問なし）</p>
<p>【議長】</p>	<p>質問がございませんので、次に番号1について内容説明を事務局をお願いいたします。</p>
<p>【事務局】</p>	<p>番号1 受人は、現在市内に家族4人で暮らしております。国土交通省が施行する一般国道17号（上尾道路Ⅱ期）改築工事に伴い、現在の自宅が収用されることになり、代替地として移転先を探していたところ、本申請地を譲り受ける話がまとり申請するものです。</p>

【議長】	事務局による議案説明が終わりました。これより、現地調査の結果及び補足説明を担当地域の農業委員の方からお願いいたします。
【渡邊 秋夫 農業委員】	番号1について調査してまいりました。申請地は、「宅地化の状況が住宅の用もしくは事業の用に供する施設又は公共施設もしくは公益的施設が連たんしている程度に達している区域」に近接する区域内にある農地の区域で、その規模がおおむね10ヘクタール未満の農地であるため、農地区分は第2種農地に該当すると判断します。申請地に代えて周辺の他の土地を供することにより本案件の事業目的を達成できるとは認められません。自己用住宅を建築するというこ とで、周りの農地への影響もなく、転用目的・資力とも問題ないと判断します。
【議長】	ありがとうございました。次に担当の推進委員の方から意見をお願いいたします。
【武井 正夫 推進委員】	番号1について調査してまいりました。申請地には自己用住宅を建築するという ことですが、隣接農地はありません。雨水は宅内浸透処理とし、生活排水については合併浄化槽にて処理した後、道路側溝に放流します。このため、転用後も当該地域内の農地等の利用の最適化の推進や周辺農地の営農条件に支障の 生じるおそれがなく、問題ないと思います。
【議長】	ありがとうございました。ただいまから質疑に入らせていただきます。発言のある方は挙手願います。
【一同】	(質問なし)
【議長】	質問がございませんので、次に番号2について内容説明を事務局をお願いいたします。
【事務局】	番号2 受人は、現在市外の借家に夫婦2人で暮らしています。現在の住宅では手狭とな ったため、自己用住宅の建築を計画し、土地を探したところ、本申請地を祖父 から借り受ける話がまとまり申請するものです。また、許可申請にともない、 分筆した残りの農地については、渡人と同一世帯員が耕作するとのことです。

【議長】	事務局による議案説明が終わりました。これより、現地調査の結果及び補足説明を担当の農業委員の方からお願いいたします。
【藤村 徳之 農業委員】	番号2について調査してまいりました。申請地は、相当数の街区を形成している区域内の農地であるため、農地区分は第2種農地に該当すると判断します。申請地に代えて周辺の他の土地を供することにより本案件の事業目的を達成できるとは認められません。自己用住宅を建築するという事で、周りの農地への影響もなく、転用目的・資力とも問題ないと判断します。
【議長】	ありがとうございました。次に担当の推進委員の方から意見をお願いいたします。
【永澤 幸一 推進委員】	番号2について調査してまいりました。申請地には自己用住宅を建築するということですが、隣接農地との境界にはコンクリートブロックを設置します。雨水は宅内浸透処理とし、生活排水については合併浄化槽にて処理した後、道路側溝に放流します。このため、転用後も当該地域内の農地等の利用の最適化の推進や周辺農地の営農条件に支障の生じるおそれがなく、問題ないと思います。
【議長】	ありがとうございました。ただいまから質疑に入らせていただきます。発言のある方は挙手願います。
【酒巻 貞夫 農業委員】	受人が2人ということですが、父親からの使用貸借権の設定であれば1人で良いと思いますが、いかがですか。
【事務局】	受人が住宅ローンを2人で契約をする時には、このように2人が受入となることがあります。
【議長】	他に質問はありませんか。
【一同】	(質問なし)
【議長】	質問がございませんので、次に番号3について内容説明を事務局をお願いいたします。

【事務局】	<p>番号3 受人は、現在市内の借家に家族3人で暮らしています。現在の住宅では手狭となったため、自己用住宅の建築を計画し、土地を探したところ、本申請地を母から借り受ける話がまとまり申請するものです。なお、申請地は、令和5年12月28日付けで農用地区域から除外されています。</p>
【議長】	<p>事務局による議案説明が終わりました。これより、現地調査の結果及び補足説明を担当の農業委員の方からお願いいたします。</p>
【江原 浩昭 農業委員】	<p>番号3について調査してまいりました。申請地は、駅、市町村役場等を中心とする半径500メートル以内の円で囲まれる区域内的の農地であるため、農地区分は第2種農地に該当すると判断します。申請地に代えて周辺の他の土地を供することにより本案件の事業目的を達成できるとは認められません。自己用住宅を建築するという事で周りの農地への影響もなく、転用目的・資力とも問題ないと判断します。</p>
【議長】	<p>ありがとうございました。次に担当の推進委員の方から意見をお願いいたします。</p>
【三ツ木宏之 推進委員】	<p>番号3について調査してまいりました。申請地には自己用住宅を建築するというのですが、隣接農地との境界には素掘りを設置します。雨水は宅内浸透処理とし、生活排水については合併浄化槽にて処理した後、道路側溝に放流します。このため、転用後も当該地域内の農地等の利用の最適化の推進や周辺農地の営農条件に支障の生じるおそれがなく、問題ないと思います。</p>
【議長】	<p>ありがとうございました。ただいまから質疑に入らせていただきます。発言のある方は挙手願います。</p>
【一同】	<p>(質問なし)</p>
【議長】	<p>質問がございませんので、採決を行います。先程、農業委員から番号26及び番号61について、番号26は駐車場を是正すること、番号61は申請地の一部の進入路を是正することを条件として許可相当とすることが妥当であるという意見をいただきました。そこで、採決を2つに分けて行いたいと思います。まず初めに番号26及び番号61を除き、番号1から番号3までの議案第2号</p>

	<p>について原案のとおり決定することに賛成の農業委員の方は挙手をお願いいたします。</p>
【一同】	<p>(全員挙手)</p>
【議長】	<p>挙手全員と認めます。全員賛成ですので、番号26及び番号61を除き、番号1から番号3までの議案第2号について原案のとおり許可相当ということで県知事に意見を送付いたします。続いて番号26及び番号61の議案第2号について、農業委員の意見を踏まえて、農業委員会としては農地の一部を利用してある駐車場及び進入路を是正することを条件として許可相当とすることに賛成の農業委員の方は挙手をお願いいたします。</p>
【一同】	<p>(全員挙手)</p>
【議長】	<p>挙手全員と認めます。全員賛成ですので、番号26及び番号61の議案第2号について、条件付許可相当ということで県知事に意見を送付いたします。続きまして、議案第3号 鴻巣農業振興地域整備計画の変更について上程します。事務局より議案説明をお願いいたします</p>
【事務局】	<p>議案について説明します。</p> <p>議案第3号 鴻巣農業振興地域整備計画の変更について</p> <p>農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2の規定により「農業振興地域整備計画の策定や変更を行うときは農業委員会の意見を聴くものとする」と規定されております。当農業委員会は「農業振興地域制度に関するガイドライン第11」に基づき、本市整備計画の推進に必要な農地の流動化等の農地の利用関係の調整、集団化等の構造政策の推進上重要な役割を担っており、これらの施策が適切に行われるよう意見を付するものです。なお、詳細につきましては、地区審査会において皆様にお示ししたとおりとなっております。</p>
【議長】	<p>事務局による議案説明が終わりました。鴻巣市では農業委員会定例会前に「鴻巣農業振興地域整備促進審議会」を開催しております。内容については、事務局である農政課から説明をお願いいたします。</p>
【農政課】	<p>農業振興地域の農用地区域内の農地を農用地以外の用途に供する場合には、農用地区域からの除外申し出が必要になります。鴻巣市では、1月と7月の年2</p>

回のそれぞれ1ヵ月間に除外申し出を受け付けており、毎年、農業委員会定例会前に「鴻巣農業振興地域整備促進審議会」を開催し、鴻巣農業振興地域内の各区域の農業委員に出席して頂き、鴻巣農業振興地域整備計画の変更について、慎重に審議を行っています。

番号1

事業計画者は、現在市内で歯科医院を営んでいます。現在の駐車場では手狭となったため、駐車場の拡張を計画し、土地を探したところ、本申請地を譲り受ける話がまとまり申請するものです。隣接する農地はなく、雨水は敷地内浸透処理とし、生活排水はありません。このため、転用後も当該地域内の農地等の利用の最適化の推進や周辺農地の営農条件に支障の生じるおそれはありません。

番号2

事業計画者は、現在市外の借家に家族4人で暮らしています。現在の住宅では手狭となったため、自己用住宅の建築を計画し、土地を探したところ、事業計画者の父の所有する本申請地を借り受ける話がまとまり申請するものです。隣接農地との境界にはコンクリートブロックを設置します。雨水は宅内浸透処理とし、生活排水については合併浄化槽にて処理した後、道路側溝に放流します。このため、転用後も当該地域内の農地等の利用の最適化の推進や周辺農地の営農条件に支障の生じるおそれはありません。

番号3

事業計画者は、現在市内の借家に家族3人で暮らしています。現在の住宅では手狭となったため、自己用住宅の建築を計画し、土地を探したところ、事業計画者の父の所有する本申請地を借り受ける話がまとまり申請するものです。隣接農地との境界にはコンクリートブロックを設置します。雨水は宅内浸透処理とし、生活排水については下水道本管に接続します。このため、転用後も当該地域内の農地等の利用の最適化の推進や周辺農地の営農条件に支障の生じるおそれはありません。

番号4

事業計画者は、現在市内で兼業農家を営んでいます。作業の効率化や維持管理のため、農業用倉庫の建築を計画し、土地を探したところ、本申請地に建築する計画がまとまり、農用地区域から農業用施設用地へと用途区分の変更を申請

するものです。隣接農地との境界にはコンクリートブロックを設置します。雨水は敷地内浸透処理とし、生活排水についてはありません。このため、転用後も当該地域内の農地等の利用の最適化の推進や周辺農地の営農条件に支障の生じるおそれはありません。

以上のことについて、先の審議会においては、全員一致で承認を受けております。

【議長】 ありがとうございます。ただいまから質疑に入らせていただきます。意見のある方は挙手願います。

【一同】 (質問なし)

【議長】 質問がございませんので、採決を行います。議案第3号について原案のとおり承認することに賛成の農業委員の方は挙手をお願いいたします。

【一同】 (全員挙手)

【議長】 挙手全員と認めます。全員賛成ですので、議案第3号について原案のとおり「意見なし」ということで鴻巣市長に対し意見を送付いたします。続きまして、会長専決規程第3条による専決事項を報告いたします。

令和5年12月12日～令和6年1月10日受付分

農地法第3条第1項第13号の規定による届出書

3件	4筆	2,975㎡
----	----	--------

農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出

4件	9筆	817㎡
----	----	------

農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出

所有権の移転	7件	10筆	1,808.47㎡
--------	----	-----	-----------

使用貸借権の設定	5件	9筆	1,427㎡
----------	----	----	--------

合計届出件数	19件	32筆	7,027.47㎡
--------	-----	-----	-----------

これらは、全て会長専決でございます。

何かご質問はございませんか。

【一同】	(特になし)
【議長】	続いて、その他の件について、農業委員・推進委員又は事務局よりご報告お願いいたします。まず初めに、農業委員・推進委員の方から何かありますか。
【松本 信次 会長代理】	・「能登半島地震義援金」の募集について
【議長】	最後に事務局から何かありますか。
【事務局】	<ul style="list-style-type: none"> ・農業委員候補者（認定農業者等）の再募集結果について ・生産緑地地区の農業従事者希望者への斡旋について
【会長代理】	<p>これをもちまして、令和6年第1回定例会を閉会いたします。</p> <p>なお、次回の定例会は令和6年2月27日（火）午後2時より場所は川里農業研修センターにて開催を予定しております。</p>
<p>閉会 午後4時09分</p>	